

第8回雇用・就労TF議事概要

1. 日 時：平成19年11月5日（月）9時30分～11時00分

2. 場 所：永田町合同庁舎1階 共用第3会議室

3. 項 目：「生活保護制度について」

4. 出席者：【規制改革会議】八田主査

【有識者】厚生労働省 社会・援護局保護課 伊奈川課長、巻口課長補佐 他

【規制改革推進室】関参事官他

5. 議 事：

○八田主査 それでは規制改革会議の「雇用・就労TF」第8回会合を始めたいと思います。今日は厚生労働省の社会・援護局保護課からいらしていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、私どもの方から前もって御質問をお出ししておりますので、それに沿ってお答えいただきたいと思います。

時間の配分ですが、結構分量がありますので、最初10時10分くらいまでお願いできますか。それから質疑応答ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊奈川課長 私、保護課長の伊奈川の方から資料について説明をさせていただきたいと思います。大変恐縮なんですけど、資料を事前にお送りすることができませんでしたので、最初から順番にひとつおこなざるような形で説明をさせていただきます。

まず第一点目、勤労控除でございますが、この勤労控除の趣旨とか根拠ということを冒頭に書いておりますが、生活保護の目的というのは、健康で文化的な「最低限度の生活を保障する」ということが1つ大きな目的なわけでございますけれども、それと並んで法律上も「自立の助長」を図っていくということが、うたわれておるところでございます。

そういった観点から、働かれる方の場合について、勤労に伴う必要経費というものを補填するということとともに、勤労意欲の増進や自立助長を図る。言い換えますと、自立のインセンティブというものを付与するといった目的から、現在勤労控除を設けているところがございます。

勤労控除の具体的な実施に当たっての根拠は、ここに書いてございます「生活保護法による保護の実施要領」、実務上は実施要領とっておる次官通知等がございます。勤労収入の一部をということでございますが、おおざっぱに申し上げますと、現在、最低保障ということで最低8,000円が控除される。それより上の収入についてはどうなっているかということ、働いたらある程度残るようということ、収入に大体比例する形で控除額が決まっているということでございます。具体的な金額は通知等に書いてございますけれども、働いておら

れる方の級地、級地というのは、例えば東京のような場合が1級の1ということで、例えば生活保護の基準も一番高いわけですが、控除についても高い水準になります。

級地区分制度は、全体で1級の1、2。2級の1、2。3級の1、2という6区分ございますが、そういったところでも変わってくるような形になっているところでございます。

勤労控除につきましては、実は一番最後の御質問にも出てくるんですが、現在生活保護の基準について、専門家の方に入っただいて、検討する場、ここに書いています「生活扶助基準に関する検討会」という形で設けられておりまして、そこでこの点についても実際、勤労控除と実際にかかっている必要経費とがどうなっているかという点について評価・検証をしていただくということになっているところでございます。

この検討会については、後ほどのところで触れたいと思います。

次の御質問でございます。この御質問の内容というのは、私が言うのも変でございますが、学資保険に関しまして、以前に訴訟がございました。その判決がどういったことだったのかを冒頭書いてございます。

1つは、生活保護の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資として貯蓄を行った場合については、収入認定の対象とすべき資産に当たらないんだということ。

2点目は、被保護世帯において最低限度の生活を維持しつつ、子弟の高等学校就学のための費用を蓄える努力をすることは法の趣旨目的に反するものではないというような内容でございます。

かみくだいて言いますと、この訴訟の場合ですと、お子さんが高校に通うというために生活保護費の中から学資保険の保険料を蓄え、その足しにしようといったことがこの判決の基になる事実でございまして、そういった場合について、これは収入認定の対象にすべきではないといったことが判決であったわけでございます。

この判決を踏まえまして、現在は一定の範囲の学資保険については、その保有を認めるといったようなこととともに、法の趣旨目的、つまりお子さんを学校に通わせて、将来に向けて頑張っていこうという場合については、この学資保険の満期保険金や解約返戻金については、収入認定の対象としないということにしているわけでございます。

そういうことで収入認定はされておられませんので、御指摘いただいている御質問については、こういった範囲で答えているのではないかと思うんですが、もし、御質問の趣旨がまた違う趣旨でございましたら、後ほど御意見をお聞かせいただければと思います。

次のページ、生活保護の受給者の方が生活保護を脱却をするということで、それに向けて努力をされているということをより促進するために、例えば御質問の※のところには書いていただいているのは、自立支援に向けた準備金ということで一部保留して、それを脱却の際に一括支給するという御趣旨かと思うんですが、現在も勤労控除の場合は、先ほども言いましたように、収入額に応じて手元にお金が残るように設定をして、就労に向けた金銭的なインセンティブとしての機能を果たしていると考えております。

被保護者の方が実際、自立に向けて頑張っていかれるということに関しては、現在、私ど

もの方では自立支援ということでいろんな事業を自治体において取り組んでいただいているところがございます。その大きな柱の1つが就労支援というものでございます。

もうちょっと敷衍いたしますと、生活保護の場合の自立という概念は大きく3つあると言われております。

1つ目、日常生活の自立。

2つ目、社会生活の自立。

3つ目、経済的自立ということで、経済的自立ということが就労の支援ということにつながってくるわけでございます。

次に、生業扶助の関係でございます。御質問いただいておりますのは、平成17年度から生業扶助という形で支給しております高等学校等就学費。この中で例えばクラブ活動費とか修学旅行費なども面倒を見るようにできないかという御質問かと思っております。

高等学校等就学費については、義務教育の場合は御存じのように教育扶助という形での支給であるのに対して、高等学校等就学費の方は御指摘いただいたように生業扶助という点では違いがあるわけですが、必要な金額については、ここにあるように入学金、授業料、正規の授業に係る教材代というのは義務教育の場合と同じように給付対象としている。その趣旨目的が自立助長を図るといったようなことで生業扶助の中で位置づけられているということを書いているわけでございます。

その場合に、クラブ活動とか修学旅行代をどうするか。これについては、自立助長の観点や、保護を受けておられない一般の低所得世帯の方とのバランスをどう考えるかという問題がございます。特に一般低所得世帯の場合でも例えば自分でアルバイトをして、クラブ活動費を、あるいは修学旅行代を貯めておられるというケースがあろうかと思っております。そういった中でこの生活保護受給世帯については、御自身のアルバイト、あるいはいろいろな貸付けであるとか奨学金といったようなものの中で、そういったお金を賄っていくということもあろうかと思っております。そういったことから現時点ではこれを対象とするのは難しいと考えているわけでございます。

「なお」と書いてございますのは、今申し上げた必要な費用をアルバイト代とか就学資金という形で得ている場合については、これは収入認定はしないという配慮はしているということを書いております。

次の医療扶助の関係でございますが、これについては別紙で資料1を用意しております。医療扶助の流れがどうなっているかという点でございますが、これについてはまず生活保護の場合の1つの特徴というのは、医療券制度という形になっているということでもあります。具体的には医療機関で受診するに当たりましては、まず福祉事務所に医療の必要性ありやなしやということを医療機関に判断してもらうための要否意見書の申請をしていただく。その意見書を医療機関からもらって、その上で⑦に書いてございますように、医療券が交付されるということが特徴でございます。

それ以降については、指定医療機関に医療券を⑧にありますように提出をして受診をして

いただく。あとの医療費の支払いについては、一般の医療保険と同じように診療報酬支払基金を通じてレセプトが提出され、支払われる。あと、福祉事務所サイドにおいても、支払い済みのレセプトについては、例えば点検をしていくといったようなことが行われております。

そういった流れが1つと、もう一つは、どの程度医療扶助が占めているのかという御質問がございます。それは次のページになります。

現在、19年度予算ベースで保護費の総額が2兆6,000億くらいでございます。その半分が医療扶助ということで1兆3,000億強というのが現在の医療扶助の水準ということになります。

この医療扶助をどの程度の世帯が受けているのかということを見ていただきますと、被保護世帯を100%とした場合に医療扶助を受けておられる世帯が89.1%ということでありませう。ほかの扶助と重複する場合が当然あるわけでございますので、ここにありますようにほかの扶助と併せて受けておりますので、全体を合わせると100%を超えるということになります。

次に説明資料の3枚目になります。

この医療扶助に関連いたしまして、一部負担が一般の医療保険と違ってないわけですので、モラルハザードが生じているのではないかという御質問でございます。この点に関して申し上げますと、生活保護の受給をされている方というのは、実は4割くらいが傷病を理由として生活保護を受けるということになっております。つまり、貧困の原因はいろいろあるわけですが、4割くらいの方は病気とかけがということで生活保護に入っただけということになります。

実際国民健康保険と比較してみた場合、どういう特徴があるのかということなんですが、入院に関していいますと、1件当たりの医療費、あるいは1日当たりの医療費は国民健康保険と比べると少ないということでありませう。多いのは1件当たりの日数であります。入院以外についていいますと、1件当たりの医療費、あるいは1件当たりの日数というのが多くなっております。それに対して1日当たり医療費自体は国民健康保険と余り変わらないという特徴がございます。

どうしてこうなるのかと言いますと、生活保護の受給されている方には、1つの特徴として、精神障害を抱えておられる方が多いということでありませう。したがって、どうしても治療の期間が長くなっていくということがあります。

あと、慢性疾患、例えば糖尿病でありますとか、循環器系の病気の方も多い。やはり生活保護を受けるということは、なかなか働けないということがありますので、どうしても症状からいっても重い方が多くなっているということでありませうので、医療扶助の自己負担という問題からこういったモラルハザードが発生しているとは一概には言えないんじゃないかと考えております。

次の「保護廃止の要否判定における最低生活費について」ということでございます。

保護脱却時にどういうふうに判定をしているのかと言いますと、下に書いてございますけれども、例えば生活扶助とか住宅扶助とかで支給されているもの。これは支給されている生活扶助とか住宅扶助を積み上げていけばいいわけでございます。

それに対して保護を脱却することによって、新たに発生する費用、例えば国民健康保険料というものについては、今申し上げました最低生活費に加算をした上で、果たしてその方が得ている収入で足りているか足りていないかという丈比べをして、それで判断をするとなっているわけでございます。

その際に国民健康保険の場合は生活保護を脱却することによって加入することになるわけですが、国民年金の場合は、生活保護脱却時においては、通常ですと、低所得というケースが多いわけですので、その場合は申請すれば、引き続き申請免除の対象になるということで、実務上は国民年金の申請免除の手続を取るよにということとは勧奨をしているわけでございます。

あとNHKの受信料は、実際、生活保護を脱却することによって、受信料を払う必要が出てくるケースもあろうかと思っておりますけれども、私ども承知している限り、例えば障害者の方の場合、引き続き減免が受けられるということもあろうかと思っております。

勿論、全員が引き続き減免ということではないわけでありまして、受信料でありますので、御自身のお金の中で払っていただくということで、現在は特に判定基準ということではこれを用いていないわけでありまして。

4 ページ「最低生活費に算入する医療費について」でございます。

これは今申し上げた要否判定の際に医療の部分はどう考慮するかということでありまして。特に医療の場合、治療を受けたり受けなかったりという変動も多いという点について、どう考慮しているのかという御質問かと思っておりますけれども、最初に書いてございますのは、現に医療扶助を受けていない世帯については、廃止の医療費判定の際には考慮を要しないということでありまして、現に医療扶助を受けている場合については、医療費が高額の場合は、医療保険に入った際に、恐らく高額療養費が適用になりますので、この高額療養費の基準で判断をしてみようということで、具体的には高額療養費制度における低所得世帯層の自己負担限度額を用いるということでありまして。

それに対して医療費が低額の場合は、直近3か月の医療費を参考に、かつ国民健康保険に入りますと、自己負担分の3割がございまして、これも考慮して判断をするというのが実務の扱いでございます。

次の生活保護の実施体制ということで、外部委託・非常勤職員の活用という御質問でございます。

これは従来もお答えをしているのではないかと思います。生活保護の場合において、基本的な考え方としては、生活保護の決定とか廃止といったような行為については、法律上も自治体、またはその管理に属する行政庁、具体的には福祉事務所長の名において行うというふうになっておりますので、これについては、行政自ら行う必要があると考えております。

が、それ以外は特にこれを禁止する規定はございませんので、自治体の実情に応じて非常勤職員とか外部委託というのはあろうかと思えます。

ここに書いてございませんけれども、当然ながら例えば監査であるといったものは、かなり権力的な行為でありますので、行政自ら行っていただく必要があろうかと思えます。

外部委託とか非常勤ということに関しては、実は私どもの方でも現在、先ほども言いましたような自立支援に向けてのいろいろな取組みを行っておりまして、具体的にはここに書いてあります自立支援プログラム策定の実施の推進事業でありますとか、生活保護の適正化実施事業という形で、セーフティネット支援対策等事業費補助金を交付しております。

その中で例えば自立に向けた取組みを行っていただく自立支援員という方は、外部の方に入っていただくということが行われているところでございます。

実際問題どういうケースについて、外部委託とか非常勤にするかに関しては、まさにこの業務の執行の話でございますので、県なり市町村の実情に応じてやっていただくということから、法令上一律にこういう場合はこうだというのはなかなか決めるのは難しいのではないかと考えておりますので、私どもとしては、これについては慎重な判断が必要ではないかと思っているところでございます。

次に5ページ「ケースワーカーの配置基準について」ということであります。

これも今の話と似たような回答になっておりますが、この生活保護のケースワーカーの配置の基準については、もともとは最低基準みたいな形でかなりばしっと決めていたところなんですけど、平成12年の地方分権推進一括法の際に現在のような標準としたところであります。そういう点では、これはまさに標準ということでの目安でありますので、これを目安にして自治体の実情に即した弾力的な運用を行っていただくということでもありますので、逆に言いますと、目安ということであれば、一目瞭然、はっきりしたものの方がいいわけでもありますので、こういった現在、市でありますと80とか、郡部でありますと65ということで十分ではないのかなと考えておるところであります。

最後の検討会の検討項目及びスケジュールということでございます。

生活扶助の基準に関しましては、八田主査はよく御存じだと思うんですが、平成15年から16年にかけて生活保護の見直しを行うための専門委員会が設けられてきた経緯がございます。その中で生活扶助の基準に関しましては、定期的に専門家の意見を聴いて、検証をすべきだという話がありました。

その後、2006年の骨太の基本方針において、生活扶助の基準については、平成20年度に見直しを行うということで、消費の実態等を踏まえて検討するようになっていることが書かれております。

そういったことから、ここに書いてございますように、10月19日に第1回を開催したところでございます。

この検討会自体、専門家による議論ということで、その基になりますのは、平成16年の全国消費実態調査ということでございまして、それが出てから検討に向けた作業をしており

まして、ようやくこの 10 月に入ってその準備が整って第 1 回が開催できたということで、この時期になっているわけでございます。

ただ、検討の期限について言いますと、これは骨太の基本方針を踏まえまして、平成 20 年度の予算編成ということに間に合うようにやる必要がございますので、現在、かなりのペースで検討をお願いしているところでございまして、第 3 回は今週木曜日に予定をしております。

何分、大急ぎで作業をしながら、開催をしているということでもありますので、まだ最終的なとりまとめ等の日程までは決まっていないところでありますが、予算編成ということからすれば、おのずとそれから逆算すればそれに間に合う期限でやらないといけないということで今、大急ぎで準備を進めているところでございます。

資料 2 として用意しておりますのは、説明資料ということで一般的に生活保護制度がどうなっているかということではありますが、1 点だけ、蛇足かもしれませんが、触れておきたいと思っておりますのは、一番最後に直近の生活保護の保護率等のデータが入っております。御存じかと思いますが、平成 7 年を底にしまして、それ以降、生活保護の保護率、あるいは保護の世帯数は増えてきております。失業率等、経済にかなりリンクした動きを示すわけでございますけれども、直近の 19 年 7 月時点で言いますと、保護率が 12.0 パーセント、保護人員でいきますと、150 万人くらい。世帯数でいって 109 万 7,000 といったオーダーになっております。

雑駁でございますが、説明の方は以上でございます。

○八田主査 ありがとうございます。さまざまな問題があるんですが、2 つ特に重要だと思うのは、医療のモラルバザードの問題と、労働のインセンティブです。これらを組み合わせ、できれば医療のところでお金が節約できると、労働のインセンティブを付ける原資ができるんじゃないかというのか私どもの基本的な見方です。

一番最初からいって、自立支援のところなんですが、第 1 の勤労控除の性格について、今実際の費用がどのくらいかかっているか。就業にどのくらい費用がかかっているかというのを計算していらっしゃるということでしたね。

○伊奈川課長 この検討会の場で、次回の会合で御議論いただこうかと思って今準備しているところなんですが、実際、現在の基準があるわけではありますが、それで実際、一般の世帯において働いておられる方の必要経費的なものが賄われているのかどうかといったようなところについて、少し御議論いただこうということで今資料等を準備しているという意味でございます。

○八田主査 収入に応じてどれだけ勤労のための費用が増えるかということ調査し出しているということですか。

○伊奈川課長 私どもが扱えるデータというのが全国消費実態調査で、その範囲でデータがどこまで用意できるか。今まさに準備をしているところでございます。

○八田主査 現在は勤労控除の基礎になっているデータ、要するには働けばこれだけ費用がか

かるという算定基準はどういうものを使っていらっしゃるんですか。

○伊奈川課長 先ほど申しましたが、基礎的な部分が8,000円ということ。

○八田主査 それは級地にかかわらずですね。

○伊奈川課長 級地に関係なく8,000円です。

○八田主査 それは妙ですね。

○伊奈川課長 まさに基礎的な控除ということで、最低保障的なものだということで、昔は4,000円だったと聞いております。

○八田主査 私のポイントは、級地に関係なく、就労のための費用は同じだと考えるのはちょっと変ですね。決めの問題だとしてもですね。

○伊奈川課長 あとは収入に応じてインセンティブが働くようにということで、一定の収入までは大体17%くらいの控除率になるように設定をされています。

○八田主査 インセンティブよりも前に、まず経費がどれだけかかるかということの計算をされて、その上にインセンティブ部分が上乗せされていると思うんですが、経費の算定の基礎はどういうことですか。

○伊奈川課長 これは昔設定されて以降、あとは一定の伸び率で水準を見直してきたということとありますので、そういった検証をするというのは、今回の検討会でその辺りをやっていたかどうか。

○八田主査 所得に応じて経費がどれだけ増えるかということを検証しようというわけですね。

○伊奈川課長 収入に応じてです。

○八田主査 それは今までやってなかったということですね。

○伊奈川課長 そうですね。過去からのもので伸ばしてきたということですが。

○八田主査 そうすると、収入が増えると経費が増えるわけですが、それを超えたインセンティブを与えていたかどうかははっきりしないということですね。

○伊奈川課長 そうですね。

○八田主査 算定の根拠としてはね。

○伊奈川課長 勿論、最初するときにはいろいろ検討したんだろうと思うんですが、あとはそれですと伸ばしてきていますので、直近の検証というのは、必ずしもデータに基づく検証という形では行われていないと思います。

○八田主査 わかりました。先ほどおっしゃった生活保護の目的ですが、最低の生活水準を保障するということがあって、その中からは当然必要経費に対して負担するという概念は出てくると思うんですが、もう一つ、自立助長を促進するということがある。この自立助長を促進するために、いろんな就業の斡旋をすとか、紹介をすとか職業訓練をすとか、そういうのは全部最低生活を保障するのと首尾一貫した自立助長の援助だと思います。その一方で、インセンティブのために収入を必要経費を超えて増やすということは、最低生活を保障するというもう一方の理念と矛盾するんじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

矛盾しないならもっと上げていいんですが、基本的に矛盾するんじゃないでしょうか。

○伊奈川課長 生活保護自体がまさに両にらみというところがありますので、どうやって調和させていくかということで、今の制度ができているんだと理解しております。つまり、働いたのに、その分が全部必要経費以上には控除されないとすれば、働かないで、そのまま生活保護の給付を受けていた方がいいと。よくあるポバティートラップみたいな議論になります。そういう点から言うと、ある程度働いたら働いただけの見返りがあるとした方がいいだろうということで今の制度になっているんだと思うんですが、一方、主査がおっしゃられるように、余りたくさん認めますと、今度は逆に生活保護を受けなくて、低所得だけでも働いておられる方、この方と比べると実際に使える収入が増えますので、そこら辺は両にらみでやらざるを得ない。しかも、収入が上がってくるにしたがって、突然生活保護から脱却となると、またここもポバティートラップの問題がありますので、そこは今申し上げたように、段階的になだらかに生活保護から脱却できるような控除の基準をつくっているということで、今、制度はできております。

○八田主査 法律的な根拠なんですけど、先ほど申し上げたように、最低生活を保障するという概念が一方にあって、それと自立助長は決して矛盾するものではなくて、自立助長が就労の斡旋とか職業訓練であれば矛盾しない。ところか就労のインセンティブを与えるために所得を上げていくということになるとはっきり矛盾すると思うんです。

だから、自立支援の方法・手段として、最低生活の保障と矛盾するものと、しないものがあると思うんです。そここのところが今はお役所としては、ポバティートラップのわなの問題などがありましたが、少なくとも法律的な考え方として、自立支援のインセンティブを与えるために収入が増えれば経費が増えるということをやめることは、法律的には何の問題もないとお考えですか。

○伊奈川課長 少なくとも、現在の生活保護法の中に自立助長というのもございますので。

○八田主査 先ほど申し上げたように、矛盾しない政策もあるけれども、それは少なくとも表面的にははっきり矛盾しますね。最低の生活を一方で保障するというのに、働くためにもっとお金を上げるというんですから。

○伊奈川課長 そこは私どもとしては矛盾はしていないだろうと。勿論、どの程度まで許されるかという議論はあろうかと思うんですが、現在の生活保護法の最低限度の生活というのは、ある程度幅のある概念だということでもあります。

だから、一定の範囲がどこかというのは議論がありますが、その中で自立の助長も織り込んでいくということはあるんだと思います。

○八田主査 最低限度の生活水準というものが、幅のある概念だというのは、何らかの法令に記されているような概念ですか。

○伊奈川課長 これは古くはたしか朝日訴訟の判決の中でも健康で文化的な生活というのはどの程度かということについては、これは時代とか社会の状況によっても変わるだろうと。ある程度幅のある概念だというのは、たしか触れられていたと思います。その後のいろいろ

な判例の中でも似たようなことは触れられています。

- 八田主査 まず時代によって変わるのは当然ですね。例えば 10 分位の第 1 分位を採用するという決めをやるとすると、こんなものは時代によって変わりますね。それより上でもいいのかということに関して、何らかの幅があるんだとおっしゃったけれども、それをきちんと明文化する必要があるんじゃないでしょうかね。
- 伊奈川課長 ある程度このものについては、時代とか社会の状況によって違うということで、そこは今までの考え方から言いますと、厚生労働大臣が定める基準という中で一定の裁量の中で決めていく、ある絶対的な基準で数式のようなものがあって決まってくるものではないということなんです。
- 八田主査 それはわかります。時代によって変わるのは何の問題もないと思うんです。
- 伊奈川課長 時代ですからそうですね。
- 八田主査 それを無視して、一切、テレビはいけないとか、電話も駄目だというわけにはいかないと思うんです。それも何も問題もないです。同じ時代において、ある一定の時点において幅を持たせてもいいということをも明文化する必要があるのではないかということです。そうしないと、すべての政策の基準があいまいになってしまいますね。幅があってもいいので、厚生労働大臣がその幅を決めるんだということを明文化する必要があるのではないかということです。
- 伊奈川課長 そこはそういった法律があって、そして告示という形での基準があって、その運用としての実施要領といったような形で体系化されて、その中で御存じのような勤労控除自体の基準というのは、勿論明確にはしているわけであります。
- 八田主査 さっぱりわけがわからないじゃないですか。まず、実際に経費がどれだけあったかということをお普通なら測定し、それを超えてこれがインセンティブ部分だということを明示するならわかるけれども、まず計測しませんでした、これも一体としてインセンティブを与えていますというわけで、しかも実に微々たるものですね。そうすると、それは基本的には幅があるんだということ、一定の時点においても幅があって、最低生活というのは、ある内側の中のことなので、その中で裁量によってインセンティブを与えていいんだということを明文化しない限り、いつまで経っても枠にはまってしまうと思うんです。
- 今おっしゃったことで、幅があるんだと、一定の時点でも幅があるんだということをおっしゃったので、そこのところは今後、当会議との議論を進めていく上で 1 つの非常に明確な基準になると思います。
- 次に、学資保険料のところについては、事務局はどうでしたか、今の答えでよろしいんですか。
- 事務局 この保険金、返戻金を収入認定しないということなんですけれども、そもそも保護費としていただいた金額から今なら節約した上で、それを保険料として払うなら特に問題はないということになっていますね。
- 伊奈川課長 そういうことです。

- 事務局 そのときに、我々が思っていますのは、自分で働いたお金から、その分を別で控除してあげれば、働くというインセンティブにもつながるのではなからうかと。
- 伊奈川課長 その場合は、働く主体というのは、お子さんなんですか、それとも。
- 事務局 勿論、親です。
- 伊奈川課長 そうしますと、親の方が働いた際にその中から勤労控除として学資保険の保険料を控除すると。
- 事務局 そういうことです。
- 伊奈川課長 そういうことですか。そうしますと、ちょっと確認なんですけれども、まず、働いたところから保険料が勤労控除で控除される、そうすると、あと学資保険が支払われるときは収入認定はどうしたらいいんでしょうか。つまり、勤労控除で一旦控除されて、それであると学資保険ですと積立てと言ったらいいのかどうかわかりませんが、今度、保険金が入っていたときにも今度は二重に控除されるという理解でよろしいんでしょうか。
- 八田主査 というのは、保険金が入ってくるころは、別に取り立てて言うことはない控除で、言ってみれば、貯金の元利合計が戻ってくるみたいなものですね。だから、そこはもともと特段の取り扱いではないと考えます。その一方で、最初の段階で積立てを控除するというのは初めて新たなきちんとした控除を導入しようということですね。それで勤労意欲を働かせようというわけです。
- 伊奈川課長 そういう点から言いますと、この学資保険の関係の取り扱いについて言いますと、親御さんがお子さんの今後の教育ということを考えて保護費の中からこつこつ貯められたと。それをもう一回、今度学資保険が入ってくるときに、収入認定するというのはやり過ぎではないかということで今のような扱いになっていると思うんですけれども、これは新たな御提案だと思えるんですけれども、この場合、ちょっと議論の余地があると思いますのは、親側の方が働いていて、勤労収入から控除するというものとして、学資保険の保険料が適当なのかどうか、つまり、必要経費的な要素があるのかどうか、あと、就労インセンティブということから言いますと、親の方の働くインセンティブとしてそういった勤労控除的な意味合いで学資保険というのが位置づけられるかどうかという問題があるのではないかと思います。
- 八田主査 経費ではないと思います。それはあくまで経費の上のインセンティブの部分ですね。そのインセンティブの部分を既にここに関しては多めにしあげようではないか。特に世代間の貧困の連鎖というものは問題だから、こういうものは奨励しようではないかということですね。
- これについては、即答もできないでしょうから、御検討いただくということでどうでしょうか。
- 伊奈川課長 少なくとも今までの勤労控除の中で認めてきている控除というのは必要経費的なものということだと思えます。
- 八田主査 その上にインセンティブを付けてあるとおっしゃいましたね。

- 伊奈川課長 インセンティブというのはありますけれども、その方の働くインセンティブということで今一定の幅を既に設けているわけですので、おっしゃられるような控除を認めるというのは更に何か。
- 八田主査 これならば意義のあるインセンティブではないかというわけです。一般に、インセンティブを付けることの問題は、ポバティートラップが出て、こういう制度から脱出したときにがくんと下がってしまうということです。しかしこの制度だとポバティートラップなどはつくりにくいでしょう。むしろ脱出を助けるようなことになるのではないかと思うんです。
- 伊奈川課長 だとしても、今既に働くインセンティブということで一定の控除を認めているわけですので。
- 八田主査 我々はまずインセンティブをつくるべきではないかと考えているんです。今のはとても足りない。例えば、アメリカは、国の制度でも、それから州の制度でも、それからヨーロッパの制度でもこんなものではないですね。だから、やはりそのインセンティブを何とかつくりたいんだけど、どこの国でもそうなると、生活保護から脱出ができないということが問題になっているから、そういう欠点がないインセンティブの制度を考える。
- それから、勿論、財源は医療のところですね。医療で自己負担をしてもらうということを考えているわけです。
- 伊奈川課長 どの程度今の勤労控除の中で十分かどうかというのは確かに今回検討会でも議論していただこうとは思っているんですけども、おっしゃられているような上乘せのインセンティブとして学資保険というのは、勤労控除という性格から言うと、ちょっと今までにないもので、それになじむかどうかということに関して言うと、議論の余地があるんじゃないかというふうに、我々としては思っております。
- 八田主査 それはそうですので、是非御検討願いたいと思います。
- 伊奈川課長 なかなかこれは難しいと思いますので、正直言いまして。
- 巻口課長補佐 例えば学資保険に入っていない方あるいは保険料の金額もいろいろあるわけですね。それで、例えば1万円の保険料を払っている人、1,000円の保険料を払っている人、入っていない人、そこら辺の不公平感が出てしまうのではないかと思うんですが。
- 八田主査 勿論、一定限度までということで付けても構いませんけれどもね。私の数少ない被保護者のお知り合いの方たちを見ても、貧困の連鎖というのは余りに明白に存在すると思うんです。だから、そこから抜け出したい人にはできるだけの支援をする必要があると思うし、それから、働くこと自体へのインセンティブを与えるということが必要なのではないかと。時間がありませんので、次に移りますが、脱却後にいろいろな経費がフローとしてかかるようになるというときに、今、NHKの受信料は、基本的には何年間か免除されるというふうなことをおっしゃいましたね。生活保護から出ると。
- 伊奈川課長 生活保護受給者であれば、出る場合で、例えば、障害の方とか、幾つかカテゴリーがあると思いますけれども、該当すれば、引き続き免除にはなると思います。ただ、そ

うでない方も当然おられると思います。

- 八田主査 そうすると、それがかかってくる。それから、国民年金保険料については、まず、免除されるだろうということですか。
- 伊奈川課長 そうです。そういうことでちゃんと申請すれば、免除される方が多いはずですので、そういう場合は免除の手続きを取ってくださいと。
- 八田主査 しかし、ここら辺に余り不安があるとまずいと思うんですが、免除されるかされないかというとき、脱出するときは、脱出すると途端にいろいろお金がかかってくるわけですから、それを例えば、生活保護脱出後2年間は、国民年金保険料を免除するとか、そういう仕組みはないですか。
- 伊奈川課長 それはむしろ年金サイドの話になろうかと思いますが、我々としては、免除される方についてはちゃんと免除の手続きを取ってくださいねということまではちゃんと橋渡しはするということが今やっています。
- 八田主査 普通は障害がなくても免除されるということですか。
- 巻口課長補佐 大体大丈夫です。
- 事務局 それは全額ですか。
- 巻口課長補佐 申請免除ということで、またその翌年度、収入が増えてくれば別ですけども、最初あった段階ですぐにかかるということはないと思います。
- 八田主査 それから国民健康保険ですね。これは先ほどの話では、どういうことでしたか。
- 伊奈川課長 当然ながら、国民健康保険に入っていて、それで保険料がかかってきますので、そうすると、保険料を払っても十分生活保護のチェックした上で、判定をするということですね。だから、それが賄えない収入であれば、引き続き生活保護だということになります。
- 八田主査 わかりました。今のについて、元来ならば、国民健康保険料が払えないために生活保護にずっと居つづける動機を与えるよりは、生活保護から出して払えるようにしてあげた方が、普通の場合にはいいだろうと思います。それが第一。

それから第二は、例えば国民年金の保険料というのは、今の制度では、免除になれば後で国民年金の支給額が減るわけですから、できたら払った方がいいに決まっているわけです。その分年取ったときの生活保護への可能性が減るわけですから。

そうすると、結果的には、これだけではなくて、働くと、今、少ないとは言え、ポバティートラップは発生しますから、保護から脱出するとぼんと手取りが減ります。そういうことも合わせて考えると、さっきのインセンティブ部分を働いたときにお金をあげてしまうのではなくて、貯蓄してもらい、生活保護から脱出したときに、それをおろしてもいいんだよということにしようというわけです。そうすれば、今までは払っていなかった国民年金保険料や健康保険料など、ある程度の負担はできるようにして脱出しやすくしてあげられる。こうして、働くことに対するインセンティブを与えるシステムをつくってはどうかというのが、ここに書いた、自立支援に向けた準備金のために、勤労収入から一部控除する仕組

みということですが。ある意味ではインセンティブシステムをきちんと強化するシステムをつくったらどうでしょうかということなんですね。

これについては、先ほどおっしゃった、今ので大丈夫でしょうということですが、実際問題としては、健康保険料でも、そういう制度にすれば、今は生活保護に引き止めている人が出ていけるし、それから、国民年金保険料のことに関しても、将来また生活保護に戻ってくることで、その分防ぐことができるというように思うんです。

○伊奈川課長 今でも、そういうことで勤労控除というのは認めて、それで蓄えられて、そして脱却していただくとというのが1つのコースとしては想定しているわけですがけれども、現実の生活保護の受給者の方、これはケース・バイ・ケースかもしれませんが、やはり働く上で必要になるような、例えば、どこに行ったら仕事があるのかということもおわかりにならない方もいらっしゃるし、あるいは手に職といますか、今まで働いたことがない、どうやって働いたらいいのかというようなソフトな部分での支援ということも併せてしませんと、なかなか就労に向いているというふうに思われるケースでも、なかなか就労に結び付かないということですので、私どもとしては、今はそういった自立支援というソフト面のいろいろな事業をやることによって、働ける方は就労に結び付けていくということを優先してやっているということでもあります。

○八田主査 就労を支援するというのも非常に重要だと思うんです。ところが、それと同時に、さっきある程度最低生活というのは幅を持たせて考えているんだとおっしゃったけれども、それならば、今のようなインセンティブではなくて、もっと大きなインセンティブを持たせるということが可能ではないか、しかし、そのときの問題は、ポバティートラップということなんですから、実際に使えるお金はそんなふうが増えていかなくて、そのかわり後で出ていったときに使えるようにする。

よく生活保護の方が年金よりも多いとかというようなことを言われます。しかし、生活保護受給者というのは貯蓄はないわけですから、圧倒的に違う状況で暮らしているわけですから、保護額の方が多少多くてもいいじゃないかということはあると思います。それでも、やはり脱出したときに所得が下がってしまうのでは、働く意欲が出ないのは当たり前です。これは、ポバティートラップを起こさないように、受給しているときは生活水準は上げないけれども、あくまで脱出したときにはぼんとお金が入ってくると。それで、普通の人が貯金を持っているようなところに幾分でも近づける、そういうことなんです。

○伊奈川課長 1つ考慮しなければいけないのは、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、この控除を認めていけば認めていくほど、今度は生活保護をもらっていない方で、働いている方とのバランスの問題が出てくるというのが1点。

○八田主査 したがって、そのためにもらっているときには使わせないようにして、ほかの保護世帯の人たちと同じように暮らさせる。ただ、脱出するときにはもらえる。

○伊奈川課長 やはり、そこはお金の使い方というか、きちんと少しでも働きながら、そして控除を受けてそれを貯めていただくとというのが筋だと思うんです。

- 八田主査 それだと、脱出インセンティブがないですね。使っちゃいます。
- 伊奈川課長 いや、ただ、今の制度は、いきなりどんとポバティートラップということではなくて、傾斜をそういうことで。
- 八田主査 ここで止めてしまうということもあるわけですね。
- 伊奈川課長 済みません。それはどういうことですか。
- 八田主査 これは我々がつくったんですけれども。
- 伊奈川課長 そういうがくっと落ちるとい形は余りないと思います。
- 八田主査 でも、今の控除がずっとあるでしょう。
- 伊奈川課長 控除はそういうことで収入が増えていった場合に、こういう逡減するような形でだんだん少なくなっていくということですから、一遍にがくっと控除がなくなって、それで生保だと。
- 八田主査 それまでに、例えば、15万円なら15万円のたまった控除があるじゃないですか。ずっと所得が低かったところが。それは生活保護から出ることによってなくなりますよね。
- 伊奈川課長 済みません。何の控除でしょうか。
- 八田主査 要するに、ポバティートラップというのはいつもそういうもので、収入が増えれば増える分だけ生活保護の給付をどんどん減らして行って、それで、ちょうどとんとんになるようにする。
- 伊奈川課長 我々の理解は、収入が増えて、そして最初8,000円の控除がありますので、そこはぐっと上がるんですけれども、それ以降はだんだん収入が上がるにつれて控除額が減っていく、だから、がくっと落ちるとい理解はしていないんです。
- 八田主査 8,000円の控除はもっとうんと小さいですよ。例えば、15万円だとしたら、今の絵と比べると。例えば、15万円というときに、最後の15万円のときには、全然生活保護は支給されていないということですか。
- 伊奈川課長 結局、基準が1級地ですと、たしか24万円ぐらいまでですか。少しずつ少しずつ控除が減っていくような形になりますので、がくっていきなり。
- 八田主査 まずは横軸に収入を取って、縦軸に可処分所得を取った絵が必要なんですけれども、まず、勤労の控除を認めているということは、要するに、必要経費でずっと認めているわけでしょう。その必要経費を減らさないんでしょう。収入が増えるに従って、勤労控除をどんどん増やしていくわけですね、さっきおっしゃったように、収入に比例するというか、だから、最後の脱出するところでは、その控除分がなくなるわけです。だから、その控除分は生活保護を実際に金銭的にはもらっているわけです。
- だって、インセンティブの部分が仮にないとしても、とにかく勤労の控除というのは与え続けて、それがだんだん増えているわけですから、例えば、この人の場合、生活保護の限度が15万円だとすると、15万円に相当する必要経費相当は生活保護から支給されているわけですね、15万円になったとしても。そうすると、必要経費分は16万円になったときにぼんとなくなるわけでしょう。だから、ここが減っているのはちょうど必要経費に相当する額な

んです。だから、余り大きくはないんですけれどもあることはある。

○巻口課長補佐 必要経費を引いた額で上回るまでは受けられるんですね。

○八田主査 例えば、15万円までこの人は支給できるとしますね、15万円が生活保護の限度で、15万円以下になると生活保護を受ける。そうすると、かなり働いていて、15万円分働いたとしますね。そうすると、その15万円に相当する必要経費はもらっていますね、このときは。

○伊奈川課長 15万円働いたというのは、収入は。

○八田主査 今までも10万円からだんだん増やして行って、15万円まで収入が増えたと、そのときに必要経費はもらっていますよね。

○巻口課長補佐 必要経費が3万円分あるとして、そうすると、手取りが12万ということですか。

○八田主査 15万だったら、もともとが手取りが15万、自分の賃金プラス3万円分なんじゃないですか。自分で15万稼いでいるわけですね。自分の労働で稼いでいる。それから、生活保護で3万円分必要経費相当分としてもらっているということになりませんか。

○巻口課長補佐 ここで必要経費というのは具体的に何を指すのでしょうか。

○八田主査 必要経費の勤労控除をずっともらっているわけでしょう。

厚生省で出している横軸に収入を書いて、縦軸に可処分所得を取った絵というのは何かありますでしょうか。

○巻口課長補佐 ちょっと戻って。

○八田主査 私どものこの図は、前にいろいろな自治体の方たちと協力して描いた。

○巻口課長補佐 それは見たことがない。

○八田主査 私どもで描きましたから、ごらんになっていないと思いますけれども、この図は世界中の生活保護では、ポバティートラップがありますか。案の定日本でもポバティートラップがあります。

○伊奈川課長 そういう極端な、どの程度どうかというのはありますけれども、その図はただけないでしょうか。

○八田主査 基本的にこれと同じものをお送りすることはできますか。

○事務局 はい。

○伊奈川課長 そうしないと、議論が我々の認識とちょっと違って。

○八田主査 それから、そちらの図も送っていただけますか。横軸に収入を取って、縦軸に可処分所得を取って。

○伊奈川課長 担当の者にどういうものができるか検討させます。

○八田主査 是非お願いします。それが議論の出発点だと思うんです。

○伊奈川課長 そうですね。ちょっと済みません。その絵は私ども見たことがなかったので。

○八田主査 でも、こういう図は、生活保護に関する絵としては、世界中こうですよ。これがないところはないと。これがこうなっていないところは、脱出することによって、可処分

所得、生活保護プラス自分の労賃を足したものが減るということがない制度というのはいない。

○伊奈川課長 だから、その脱却によって生ずるいろいろな国保の保険料とか、そういうのも勘案して、脱却の判定をしていますので。

○八田主査 それで次は、時間がもうなくなりましたので、医療についてですが、モラルハザードは、あるとは言えないとおっしゃっているんですが、これはいろいろな自治体の方に伺うと、みんなモラルハザードがあるというふうにおっしゃっているんで、実態の観察と随分違うと思うんですが、これを制度として、生活保護の方が、国民健康保険、昔にできましたから、国民健康保険を入れたときに、ある意味で生活保護を除外していたということなんだと思うんですね。

先ほど傷病を理由にして保護を受けている人が4割いるというふうにおっしゃったんですが、そういう人の場合、脱却する可能性が余りないという傷病がある限りは、生活保護から脱却する可能性がないという場合には、それは国民健康保険と別な制度でも構わないかもしれませんが、あるいは国民健康保険に入ってもらって、その保険料を医療費の扶助として負担するというようにして構わないと思いますが、そうでない人についてはやはりモラルハザードを防ぐために、要するに、ただだったらモラルハザードが起きるのが原則です。だから、それを防ぐために、基本的には国民健康保険に入ってもらって、もし、当人負担の割合を多少、何割か補助するというようなことがあってもいいかもしれないけれども、何らかの負担を求めるといことは必要なのではないでしょうか。

○伊奈川課長 御指摘いただいた点は2点あるかと思います。国民健康保険に入れるかどうかということについて言いますと、八田主査、今御指摘になって、いろいろ経緯があるんですけども、仮に入った場合には、今度は保険料の算定上、国民健康保険の場合は、低所得者に保険料は負担が少なく、どうしても中間所得層の辺りの負担が重くなりますので、生活保護の受給者の方が入ってきた場合に、保険料負担をどうするのかという問題がありますので、現時点で言いますと、なかなか生活保護の受給者の国保適用に関しては、地方自治体も含めて理解が得られないのではないかとこのように考えております。

それともう一点、そうは言っても、生活保護の中で、一部負担を導入したらどうかというのがもう一点だと思いますけれども、その点に関して言いますと、生活保護固有の問題なんですけれども、仮に自己負担を払っていただいたとしても、その分は今度またどこからかお金を出さないといけないわけなんだと思うんです。つまり、生活保護の基準上、今度一部負担分を別途出さないと、生活保護の受給者の方の場合は自己負担分がどこか別のところから出るわけではありませぬので。

○八田主査 でも、それは先ほどおっしゃったように、幅を持たせてあるんだと、最低保障限度というのは、幅を持たせてあるんだから、その中からいろいろやりくりしてくださいよということなんだというふうにおっしゃったんじゃないですか。

○伊奈川課長 それはだから、例えば、就労のインセンティブとかそういう点では、ある程度

幅があるのかもしれませんが、こういった明確にコスト算定上、こういう費用がかかりますというものがあれば、それはきちんと生活保護の基準の中で面倒を見ないといけないんだと。

○八田主査 病院に行かないというか、それからマッサージに行く人が非常に多いというんですが、そういうことは何も明確な基準でも何でもなくて、ただだから行くんですね。だから、それを防ぐために、生活保護の最低限度にある程度の幅を持たせているんだから、勿論、一定限度の額を超えたら、それは自己負担ゼロというので構わないと思いますけれども、それ以内について、そういう自己負担を求めるということは必要なのではないのでしょうか。

○伊奈川課長 そこはやはり医療にかかるお金というのは、そういう点から言えば、やはりかかった費用はきちんと出さざるを得ないということだと思います。

○八田主査 勿論、一定の額を超えたらそれはわかりますが、一定限度以内の場合には、最初から、最低限度の生活水準というのは、幅を持たせて支給しているんだということになっているわけですから。

○伊奈川課長 ただ、それは、必要な部分として明確にこういうふうにわかる部分でありますので。

○八田主査 だから、要するに、明確でないんですよ。生活保護の人でマッサージにかかる人は非常に多いと聞いています。

○伊奈川課長 そういう点はむしろ。

○巻口課長補佐 マッサージはかなり限定されておりますので、実際に、今でも、現行制度でもできない給付をやっているというのにすぎないと思います。かなり限定的になっておりますので。

○八田主査 それとか、風邪とか、そういうことでもありますね。これは自治体関係者にいろいろ伺うと、むだが起きているという声が聞こえます。

○伊奈川課長 その点は、むしろ、例えば先ほど申しましたように、医療券という制度を取っているわけですから、窓口であるとか、あるいは事後的にはレセプトの点検とか、そういう形でチェックをしていくという、むしろ運用の問題なんだろうと思うんです。

○八田主査 例えば、月に1,500円程度までは自己負担を求め、要するに、何割かの自己負担を求めるといのは、この医療扶助が非常に社会的に信用を得るためにも必要なのではないかと思うんです。

今は全くこれは信用を得ていない。しかも、金額から見たら、医療扶助も大変膨大なものになっているわけですね。だから、ここを少しでも減らせる制度的な枠をつくって、浮いたお金をインセンティブに回していくということが、全体として見ての生活保護の費用を下げていく道ではないかと思うんです。

○伊奈川課長 そこは一部負担という形がいいのかどうかということだと思うんですね。やはり健康で文化的な、健康の部分にかかわるところですから、ここはほかに収入の道がない方たちばかりなわけですから、きちんと出していないと、医療へのアクセスの疎外という話

にもなってくるわけですから。

○八田主査 大病について言っているのではなくて、もっと低いレベルの医療サービスを過大に受けることを防止しようというだけの話ですよ。

○伊奈川課長 そこはやはり医療保険でさえ軽い医療の部分を保険から外すことについては議論があるぐらいですから、やはり何が軽くて何が重いのかというのは、なかなか素人には判断できないわけです。

○八田主査 人に判断させればいいじゃないですか。ある一定の限度内で、要するに、幅がなく、最低限度しか出していませんという制度にしてしまうと、もうがちがちになって説得できないんですが、時代によっても額は違うし、一定の時代でも大きな幅を持たせることはできる。特に時代によって違うわけですから、そういうことならば、それは医療についても、大きな病気をした場合は全然別だけれども、普通の範囲だと、ただならば、過剰診療になるのは、周知のとおりです。長野のどこかで温泉つくったら、お医者さんのところへだれも行かなくなっちゃったという話があります。それまでは老人達は、お医者さんのところで暇つぶしていたのが、ただの温泉ができたから、そちらの方に行くようになっちゃったというわけです。モラルハザード防止の措置を講ずるべきではないでしょうか。

○伊奈川課長 やはり医療の場合は、かかった以上にはお金は出していないわけですので、割と明確に、報酬という形で決まっているわけですので。

○八田主査 それだったら、不必要な医療サービスを受けることがあるでしょうというわけです。そういうことはあり得ないんですか。

○伊奈川課長 そこはきちんと医療券という。

○八田主査 そんなものチェックできないですよ。後で、ただだから行ったのか、自己負担がこれだけあるなら自分で行かないけれども、それは事後的にチェックのしようがないじゃないですか。

○伊奈川課長 だから、そこは医療の要否判定というプロセスがあるわけですから。

○八田主査 それはパーフェクトではないでしょう。だから、これのモラルハザードを防止する手段を置くことが、有効なんじゃないですか。そんなことをおっしゃらないで、自己負担を一部導入したらいいじゃないですか。全部医療費判断でできるはずなんでしょう。

○伊奈川課長 だから、生活保護の場合は自己負担はない仕組みなわけで。

○八田主査 だけれども、ここでも幅があるんだから、自己負担を設けたらどうですか。

○伊奈川課長 それは幅は。

○八田主査 ちょっと議論を整理して、普通の医療保険の自己負担をしているというのは、あれはある種のモラルハザードの防止という意味があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○伊奈川課長 それは私どもの方の生活保護の立場ではなかなか申し上げられませんが。

○八田主査 いや、一般的に厚労省の立場として。

○伊奈川課長 それは、保険局でないと。

- 八田主査 厚労省の普通の考え方として、自己負担を求めるというのは、これは医療費抑制には役に立たないということでしょうか。要するにモラルハザードを防止するという機能はないのでしょうか。
- 伊奈川課長 モラルハザードの防止になるかどうかはちょっと私からは立場上所管外ですので。
- 八田主査 今まさにそういうことを議論しているわけですね。伊奈川さんは、一切モラルハザードの防止の効果はありませんとおっしゃっているわけですね。
- 伊奈川課長 そういうモラルハザードの防止という問題ということではなくて。
- 八田主査 「モラルハザードが発生しているとは一概に言えない」とおっしゃっているんだけれども、まず発生する余地は一切ないと考えていらっしゃるんですか。
- 伊奈川課長 そこは恐らく、私、医療経済学に詳しいわけではありませんけれども、外国などの場合もよく言われていますのは、一部負担を入れても、一時的な抑制効果はあるけれども、また元に戻るといようなことも言われているわけでありまして、私が承知している限りでは、医療保険で一部負担が入っている理由というのは、モラルハザードがあるかどうか私はわかりませんが、よく言われているのは、医療費の公平な負担ということで、医療を使う人も使わない人もいるわけですので、使った方については払っていただくといったような考え方もあるのではないかと思います。
- 八田主査 わかりました。では、ここでの議論の前提は、モラルハザードが医療に関しては起きないというふうに一応考えて、それでこういう私どもの提案を反対しているのも、それが1つの理由であるということですね。だから、もう一つを考える余地も必要もないということですね。
- 伊奈川課長 それはむしろそういうモラルハザードの問題以前として、この生活保護の場合は、医療扶助の中で賄えていない限りは、ほかにお金の出所がないというわけです。
- 八田主査 いや、幅があるわけです、最低限としての支払い分で。1,000円とか2,000円の幅が幾らでもあるわけですよ。
- 巻口課長補佐 幅はありますが、最低限の保障をしないと法律に反すると思うんです。
- 伊奈川課長 だから、医療の場合の最低限というのは、かかった医療費ということですから、それに加えて、例えば何か。
- 八田主査 医療の最低限かどうかということが問われているわけです。モラルハザードはないという前提でもってこういうふうに対しておられると了解してよろしいですね。もし、あるならば、裁量の余地があるわけですから、反対される理由がないと思います。
- そうしたら、ちょっと時間が本当になくなってしまったので、あとはまた文書でお願いしたいと思います。まず、こちら側の書いたものが不明確だったので、ここでは即答だけできないところ、第1ページの学資保険料についての控除について、持ち帰って御検討いただきたいと思います。
- それから今の、医療に関してのところというのは、私の理解では、もしモラルハザードが

一切ないということの前提の下で、お話ししていらっしゃるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○伊奈川課長 そこまで申し上げているわけではないですし、回答でも一概には言えないと。だから、そこはむしろ、そういうことを検討する以前の問題として、生活保護の場合はほかにお金の出所がないですと、それで。

○八田主査 だけど、ちゃんと幅があるわけです。これがどうしても必要なものならば払わなければいけないけれども、過剰診療まで使われてしまう余地があるなら、そういうところには払わないようにしましょうよということなんです。

○伊奈川課長 そこはむしろ今の制度では、別の手法で対応させていただいているということでありまして、何がむだで何がむだでないのかというのは、なかなか議論の余地があると。

○八田主査 この点についてはかなり大きなことだと思いますので、また、引き続き御議論させていただきたいと思います。

では、どうも本当にお忙しいところ、時間を延長していただきまして、どうもありがとうございました。

以 上